amifa
We are smile producers!

第49期定時株主総会
招 集 ご 通 知

日　時

2019年12月19日（木曜日）午前10時
（受付開始時間は午前９時30分を予定しております）

場　所

ＴＥＰＩＡ　４階　ＴＥＰＩＡホール
東京都港区北青山二丁目８番44号
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

目的事項

報告事項
第49期（2018年10月１日から2019年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件

決議事項
議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

株式会社アミファ
証券コード　7800

■ amifaのミッション ■

We are smile producers!

この言葉を胸に、弊社商品を使用していただくときのワクワク感、夢中になれる時間を通して、世界中の人々に笑顔になっていただくことをミッションとして、今後もより良い商品をお届けするために尽力してまいります。

株主の皆様へ

2019年９月19日　東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場へ上場いたしました。



ここに謹んでご報告させていただくとともに、皆様のご支援、ご高配の賜物と心より感謝申し上げます。
当社は「We are smile producers！すべては笑顔のために」をビジョンとして、アート、デザイン、ハンドメイドの喜びを気軽に楽しんでいただける製品作りをテーマに邁進してまいりました。
これを機に上場会社としての責任を自覚し、更なる業容の拡大とともに皆様方に信頼され、広く社会に貢献できる企業となるよう、役員はじめ従業員一丸となって一層精励してまいる所存でございます。
皆様におかれましては、引き続き、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長　藤井愉三

証券コード　7800
2019年12月４日

株　主　各　位

東京都港区北青山二丁目13番５号
株　式　会　社　ア　ミ　フ　ァ
代表取締役社長　藤　井　愉　三

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

相次ぐ台風において被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月18日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年12月19日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区北青山二丁目８番44号
ＴＥＰＩＡ　４階　ＴＥＰＩＡホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第49期（2018年10月１日から2019年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件
決議事項
議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

以　上

○本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.amifa.co.jp）に掲載しております。
①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
②計算書類の「個別注記表」
なお、これらの事項は、会計監査人又は監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類に含まれております。
○株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.amifa.co.jp）に掲載させていただきます。

■議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

（1）株主総会へのご出席

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

（2）書面（郵送）による議決権行使

議決権行使期限　2019年12月18日（水曜日）午後６時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

議　案　取締役(監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	藤井愉三 （1958年6月21日）	1982年４月　当社入社 1991年３月　当社取締役 1995年２月　当社代表取締役社長（現任）	1,178,400株
2	藤井俊行 （1962年10月21日）	1982年４月　当社入社 1991年３月　当社取締役 1995年２月　当社専務取締役（現任）	828,400株
3	齋藤雅哉 （1962年４月25日）	1986年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社 2014年９月　同社財務部プロジェクト金融室長 2017年３月　当社入社　管理部長補佐 2018年１月　当社執行役員経営企画室長（現任）	0株
4	米田康三 （1948年6月18日） 社外取締役 独立役員	1972年４月　株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行）入行 2002年６月　Japan Equity Capital Co.,Ltd会長兼CEO 2005年６月　平田工機株式会社代表取締役社長 2012年４月　株式会社キンレイ（現株式会社KRフードサービス）代表取締役社長 2014年12月　当社社外取締役（現任） 2015年６月　アネスト岩田株式会社社外取締役（現任） 2015年12月　スリーフィールズ合同会社代表社員（現任） 2016年11月　フォーライフ株式会社社外取締役（現任） 2018年６月　北越メタル株式会社社外取締役（現任）	15,000株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．藤井愉三氏は、当社の取締役として培った経営全般及び業界に関する幅広い経験と知見・見識を有しており、当社の総合力を活かした成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社ウィステリア合同会社が所有する株式数を含めて表示しております。
３．藤井俊行氏は、当社の取締役として培った経営全般及び業界に関する幅広い経験と知見・見識を有しており、当社の営業部門の体制強化及び効率化に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社レイクラム合同会社が所有する株式数を含めて表示しております。
４．齋藤雅哉氏は、事業会社における経営管理に関する長年の経験と幅広い知見を有しており、当社の管理部門の体制強化及び効率化に貢献することが期待できることから、取締役候補者といたしました。
５．米田康三氏は、金融機関での長期にわたる業務経験と、会社経営者としての豊富な経験と知見を有しており、社外取締役在任期間５年間を通じ、独立した立場から的確な指摘や意見を述べることを通じ、当社経営を適切に監督しており、引き続き社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと期待できることから、同氏を社外取締役候補者としております。
６．当社は、米田康三氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。また、本議案が承認可決され、米田康三氏が社外取締役に就任した場合、当該契約は引き続き効力を有するものとしております。
７．当社は、米田康三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

（ご参考）独立役員の独立性判断基準

当社が指定する独立社外取締役の独立性基準は、以下のいずれにも該当しないものとする。

1．実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である法人等の業務執行者等（取締役、監査役、執行役員その他の使用人を言う。以下同じ。）でないこと。

2．当社の取引先であって、当社の直近の３事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、当社のその事業年度の売上高の５%を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者等でないこと。

3．当社の取引先であって、当該取引先の直近の３事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先のその事業年度の売上高の10%を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者でないこと。

4．当社の借入先であって、当社の直近の３事業年度のいずれかにおいて、借入額が当社のその事業年度における総資産の10%を超える借入先の業務執行者等でないこと。

5．当社の直近の３事業年度のいずれかにおいて、役員報酬以外に、年間１,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、税務専門家、法律専門家などの専門的サービスを提供する者（個人）でないこと。

6．当社の直近の３事業年度のいずれかにおいて、当社からの寄付又は助成金の合計額が、年間１,000万円又はその事業年度における当該組織の年間総収入の２%のいずれか大きい額を超える団体等に所属する者でないこと。

「監査等委員会の取締役の指名・報酬に関する意見表明」

監査等委員でない取締役の選任については、指名・報酬委員会に監査等委員である社外取締役１名が当該委員会の委員として出席して意見を述べることにより監査等委員会と指名・報酬委員会の連携を図り、監査等委員の全員が、指名・報酬委員会の議事内容を議事録によって確認するとともに、取締役候補者の選任の方針及び評価・選任プロセスを取締役会における指名・報酬委員会の報告内容及び質疑応答により確認し、監査等委員会として審議いたしました。

また、監査等委員でない取締役の報酬等についても、その報酬体系及び水準等の枠組み、具体的な報酬額の算定方法等について、同様な方法によって確認し、監査等委員会として審議いたしました。

この結果、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等について会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論であります。

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年10月１日から
2019年９月30日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、輸出や生産の増加を受け企業収益が堅調に推移したことや、人手不足を背景にした雇用環境の改善や名目賃金の伸びなどにより、緩やかな回復基調が持続しました。一方で、悪天候や自然災害の発生による消費者マインドの冷え込みや、景況感の悪化が生じたことに加えて、米中貿易摩擦及び英国のEU離脱をめぐる問題等世界経済に及ぼす影響や、国際情勢における地政学的リスクの存在などにより、先行き不透明な環境が継続いたしました。

こうした環境下、当社は主要顧客である100円ショップ各社に向けてライフスタイル雑貨の販売に注力してまいりました。

特に主要顧客への販売拡大に向けて、新企画や新商品の提案に積極的に取組み、その結果当事業年度における売上高は順調に伸長いたしました。

売上高の順調な伸長に加え、積極的な原価低減に努め、原価率の低減による付加価値の増加の結果、営業利益は前年より増加することとなりました。

これを受け、当事業年度における当社のライフスタイル雑貨の商品群別累計売上高は、「ワンプライス商品」が44億61百万円（前期比9.8％増）、「ＯＥＭ商品」が２億68百万円（同9.2％減）、「フルール商品」が２億24百万円（同38.3％減）、「その他商品」が11百万円（同20.8％減）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は49億66百万円（前期比4.9%増）、経常利益は２億87百万円（同44.6%増）、当期純利益は１億76百万円（同33.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施した当社の設備投資の総額は18百万円であり、その主なものは、本社における人員増に対応するレイアウト変更、デスク等の購入５百万円、外注倉庫におけるフォークリフト購入２百万円、出荷関係ソフトウェア購入３百万円等であります。

③ 資金調達の状況

2019年９月19日、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場へ新規上場し、自己株式455千株の売出しにより、３億円を調達いたしました。

区分	売出し自己株式数	１株当たり売出し価額	調達金額	売出し日
自己株式の売出し	455千株	660円	３億円	2019年９月19日

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 46 期 (2016年９月期)	第 47 期 (2017年９月期)	第 48 期 (2018年９月期)	第 49 期 (当事業年度) (2019年９月期)
売　　上　　高(百万円)	3,710	4,112	4,736	4,966
経　常　利　益(百万円)	244	313	198	287
当　期　純　利　益(百万円)	191	230	264	176
１株当たり当期純利益　(円)	70.47	84.31	96.44	64.02
総　　資　　産(百万円)	1,898	2,502	2,591	2,871
純　　資　　産(百万円)	1,239	1,441	1,644	2,037
１株当たり純資産　(円)	454.00	525.17	599.27	636.61

(注) 当社は、2018年2月26日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。2016年９月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 会社の企業理念等

◆企業理念

当社はライフスタイル雑貨の製造卸企業として、“We are smile producers!”を企業理念とし、以下の経営基本方針のもとに事業を展開しております。

①情熱あふれるアートや美しいデザインに触れる喜びを、身近な暮らしへご提供します。

②お客様が選び、組み合わせ、工夫し、オンリーワン作りを楽しめる商品をご提案します。

③夢中になれる幸せな時間、笑顔と感動をお届けし、世の中になくてはならない企業を目指します。

そして、着実な成長と発展を通じて、次の「目指す企業像」の実現を図ってまいります。

◆目指す企業像

①ライフスタイル・グッズの提案を軸として、お客様の何気ない日常に気軽な価格で、「ワクワク」と「笑顔」をお届けする会社でありたい。

②公正な経営判断と企業行動を通じて、全ての顧客・取引先・株主等ステークホルダーからの信頼に応え、責任を果たしていくことで、いつまでも社会で必要とされる会社でありたい。

③意欲ある者へは成長機会の提供を、貢献に対しては適切な処遇を実現し、そこに集う従業員個々人がやりがいと愛情を持ち、笑顔で働くことができる“smile working company”でありたい。

◆目標とする経営指標

当社は、持続的に成長することを目指し、その基盤となる付加価値率（売上総利益から販売費を控除した額の対売上高比）の向上に努めてまいります。また、株主還元を重視し、長期的に安定した配当の実施に努めてまいります。このため、株主資本利益率及び配当性向を目標とする経営指標としてまいります。

◆中長期的な会社の経営戦略

当社は、３ヵ年中期経営計画を作成し、事業に取り組んでおります。同経営計画は、消費者動向や顧客業界動向を含む社会情勢や、当社業績や部門別課題、内部管理体制の整備状況などの社内情勢を踏まえ、今後３年間の基本的な経営目標として策定しております。

2019年９月期を初年度とする中期経営計画（2018年10月～2021年９月）においては、4つの重点戦略を策定し、売上・利益の増大等を通じて企業価値を向上させるべく、全社を挙げて取り組んでおります。

①商品開発力・企画提案営業力の更なる向上
②企画開発・製造・品質管理・物流プロセスの改善
③変動費（原価及び販売費）の効率化による収益性の改善
④アミファの世界観を実現するプロフェッショナル集団への進化

⑸ 対処すべき課題

当社は株式公開会社としての社会的責任を果たし、事業を発展させ、永続的な成長を図っていくために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 商品企画力の強化

当社の販売するライフスタイル雑貨商品は、嗜好品のカテゴリーに属し、人々の身近な暮らしの中に、アートやデザインを通じて楽しみや安らぎを提供するものであり、消費者の嗜好や世の中のトレンド、季節性、商品のバラエティ、価格優位性といった要素を的確に企画に取り込み、スピード感を持って商品を開発し、遅滞なく市場に提供することが重要であると認識しております。

このため、商品企画を行う商品開発部門の人員強化と、当社ネットワークを通じた国内、海外の多数のイラストレーターとの連携を強化してまいります。

② 商品群の多様化

消費者の嗜好の多様化や個別化といったニーズに応えるためには、当社商品の多様化、品揃えの豊富さを図っていく必要があると認識しております。

このため、消費者の嗜好の変化や世の中のトレンドの変化をいち早く把握し、季節性商品、通年型商品の品揃えの一層の充実に加え、当社の世界観を多面的に展開する企画商品群の開発に取り組んでまいります。

③ 品質管理体制の強化

当社の販売する商品は、安価であっても良質の商品を提供し続けることが、顧客満足度やリピート率の向上につながるものと認識しており、恒常的に品質の維持・向上を図っていくことが重要であると認識しております。

このため、社内管理体制の強化に努めるとともに、製造委託先企業に対する品質向上に向けた指導とともに管理者育成にも注力し、品質管理・納期遵守、生産能力の安定化を図ってまいります。

④　物流業務の効率化

当社の総出荷数量は年間97百万個に及び、その種類も多岐に亘っております。また、その約85%を海外から調達しております。これら大量、多種の商品を、発注・製造・出荷・販売の各段階で、遅滞なく正確にハンドリングする必要に加え、物流に係るコストの削減や、出荷システムの高度化、倉庫面積の有効活用を含めた物流業務の効率化が重要であると認識しております。

このため、業務をサポートする社内諸システムの強化を図り、ICT（情報通信技術）を最大限に活用するよう努めてまいります。

⑹　**主要な事業内容**（2019年９月30日現在）

当社の事業は「ライフスタイル雑貨事業」の単一セグメントでありますが、取扱商品群は以下の通りとしております。

事業部門	事業内容
ワンプライス雑貨事業	主に100円ショップ等の均一価格小売業向けのデザイン雑貨の製造・販売
大手流通会社向けＯＥＭ事業	主に大手流通会社からの受注による商品材料等の製造・販売
フルール事業	プリザーブドフラワー、ハーバリウム、花材、花器等の製造・販売

⑺　**主要な営業所**（2019年９月30日現在）

本　　社	東京都港区北青山二丁目13番５号　青山サンクレストビル　３階

⑻　**使用人の状況**（2019年９月30日現在）

使用人数（前期末比増減）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
63名（11名）　3名減（増減なし）	35歳4ヶ月	4年10ヶ月

（注）　使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び派遣社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑼ **主要な借入先の状況**（2019年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	94百万円
株式会社みずほ銀行	78
株式会社三井住友銀行	73

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑽ **企業統治体制について**

コーポレートガバナンスの確立に向けた取り組みとして、2016年12月に監査等委員会設置会社に移行し、社外取締役及び監査等委員を中心とした、取締役会の監督機能の強化及び意思決定の迅速化を図りました。

また、監査等委員でない取締役の指名及び報酬等の決定における透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会（以下の3名の委員により構成）を設置いたしました。

委員長　監査等委員でない社外取締役
委員　監査等委員である社外取締役
委員　代表取締役社長

⑾ **その他会社の現況に関する重要な事項**

株式会社東京証券取引所よりご承認をいただき、2019年９月19日付で、当社株式は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場いたしました。

2．株式の状況（2019年９月30日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　12,800,000株

⑵ **発行済株式の総数**　3,200,000株

⑶ **株主数**　2,052名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
ウィステリア合同会社	1,150,000株	35.94%
レイクラム合同会社	803,000	25.09
株式会社ＳＢＩ証券	140,100	4.38
楽天証券株式会社	111,500	3.48
アミファ従業員持株会	53,600	1.68
松井証券株式会社	44,200	1.38
岡三証券株式会社	34,100	1.07
藤井　愉三	28,400	0.89
藤井　俊行	25,400	0.79
木下　健	25,000	0.78

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権に関する状況

		第１回新株予約権
発行決議日		2016年９月27日
新株予約権の数		100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　5,000株 （新株予約権１個につき　50株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　12,200円 （１株当たり　244円）
権利行使期間		2018年９月28日から 2022年９月26日まで
行使の条件		下記（注）の通り
役員の保有状況	取　締　役 （監査等委員・社外取締役を除く）	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　5,000株 保有者数　1名

（注）　主たる行使の条件は以下の通りであります。

① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査等委員、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要するものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査等委員を任期満了により退任した場合、あるいは従業員として定年で退職した場合については、退任後又は退職後も新株予約権の行使ができることとする。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、行使の目的である株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、新株予約権を行使することができることとする。

⑵ 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役の状況（2019年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤　井　愉　三	経営全般
専務取締役	藤　井　俊　行	社長補佐、営業部門統括
取締役	村　山　和　治	管理部長
取締役	米　田　康　三	アネスト岩田株式会社　社外取締役 スリーフィールズ合同会社　代表社員 フォーライフ株式会社　社外取締役 北越メタル株式会社　社外取締役
取締役 （常勤監査等委員）	蒲　生　邦　道	株式会社なとり　社外監査役
取締役 （監査等委員）	山　田　　昭	三宅総合法律事務所オブ・カウンセル デンヨー株式会社　社外監査役 スリーフィールズ合同会社　代表社員 ブラザー工業株式会社　社外監査役
取締役 （監査等委員）	佐　藤　勝　男	－

（注）１．取締役米田康三氏は社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）蒲生邦道氏、山田昭氏及び佐藤勝男氏は社外取締役であります。
３．取締役（監査等委員）蒲生邦道氏は、当社に監査等委員として就任の前に、上場会社において最高財務責任者（CFO）を務め、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。同氏は、監査等委員会の決議により、会社の情報の収集、事業及び財産の調査を実効的に行うために、常勤の監査等委員に選定されております。
４．取締役の米田康三氏、取締役（監査等委員）の蒲生邦道氏、取締役（監査等委員）の山田昭氏及び取締役（監査等委員）の佐藤勝男氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑶ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
監査等委員でない取締役 （うち社外取締役）	4名 （1名）	87百万円 （3百万円）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3名 （3名）	11百万円 （11百万円）
合　　計 （うち社外取締役）	7名 （4名）	99百万円 （14百万円）

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。また別枠で、2016年9月27日開催の臨時株主総会において、ストックオプションによる報酬を決議しております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、指名報酬委員会の答申に基づき、業績に連動した報酬体系となっております。

3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

4．上記の報酬等の額には、ストックオプションによる報酬額は含まれておりません。

⑷ 取締役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針

監査等委員を除く取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。指名・報酬委員会では、各取締役の業績への貢献度を評価し、定められた報酬基準に基づき報酬額の答申を行っております。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、職務内容や勤務形態等を勘案し監査等委員の協議により決定しております。

⑸ **社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

取締役米田康三氏は、アネスト岩田株式会社社外取締役、スリーフィールズ合同会社代表社員、フォーライフ株式会社及び北越メタル株式会社社外取締役であります。アネスト岩田株式会社、スリーフィールズ合同会社、フォーライフ株式会社及び北越メタル株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）の蒲生邦道氏は、株式会社なとり社外監査役であります。当社と株式会社なとりとの間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）の山田昭氏は、三宅総合法律事務所オブ・カウンセル、デンヨー株式会社社外監査役、スリーフィールズ合同会社代表社員及びブラザー工業株式会社社外監査役であります。当社と三宅総合法律事務所とは法務に関する顧問契約を締結しております。なお、顧問料は売上高の１％未満であります。デンヨー株式会社、スリーフィールズ合同会社及びブラザー工業株式会社との間には特別の関係はありません。

⑹ 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	米田康三	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席しました。上場企業を含む、多年に亘る企業経営者としての実績と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	蒲生邦道	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会16回のうち16回に出席しました。上場企業経営者及び監査役としての経験に基づく知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、常勤（選定）監査等委員として、当社の経理システムを含む業務全般につき監督・監査を実施し、選定監査等委員として行った事業及び財産の状況に関する調査の内容と結果について報告し、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山田　昭	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会16回のうち16回に出席しました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員として、当社の業務全般につき監督し、監査等委員会において選定監査等委員より受けた報告について質問や確認をし、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐藤勝男	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会16回のうち16回に出席しました。上場企業監査役の経験に基づく知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員として、当社の業務全般につき監督し、監査等委員会において選定監査等委員より受けた報告について質問や確認をし、適宜必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　有限責任あずさ監査法人

⑵ **当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬額等について監査等委員会が同意した理由**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	18百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額は合計で記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の報酬等の同意に当たっては、監査等委員会が定めた同意基準に従い、会計監査人から当事業年度の監査の体制、監査計画及びその計画の前提となる財務報告リスクの認識及び監査重点項目、監査時間及び報酬等の見積の内容について説明を受けるとともに、取締役と会計監査人の交渉の状況及びその評価について取締役及び会計監査人の両方から報告を受け、取締役と会計監査人が合意した報酬等が相当かどうかについて検討を行いました。

本検討に当たっては、会計監査人が実施した前年の会社法監査及び準金商法監査の実績及び監査時間等も参考にいたしました。また、監査法人に対する非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性についても検討をいたしました。

以上の検討の結果、監査等委員会は会計監査人の報酬額は相当であると判断したものであります。

⑶ **対価を支払っている非監査業務の内容**

当社は、有限責任あずさ監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業）として株式上場に伴うコンフォートレター作成業務等を委託しております。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すること等により当社の計算関係書類の監査に重大な支障が生じる虞があると認める場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。

監査等委員会は、会計監査人の独立性、専門性及び職務遂行体制等について毎年評価を行い、当該事項が当社の計算関係書類及び財務諸表の監査をするのに不十分であると判断したとき、又は、会計監査人を変更することにより当社にとってより適切な監査が可能であると判断したときは、監査等委員会はその決議によって、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

当社と会計監査人とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

６．剰余金等の配当の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。利益還元につきましては、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としており、配当性向30％を目標として取り組んでまいります。

当社は、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は毎年９月30日、中間配当の基準日は毎年３月31日とし、この他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、当社が展開するビジネスの特性上、利益が上期集中型となっており、通期業績をもって配当方針に沿った配当金額を決定すべく、年１回の期末配当にて剰余金の配当を行うことを基本としております。

第49期事業年度の配当につきましては、上記の方針に基づき、当期の業績及び今後の事業展開に向けた投資等を勘案して１株当たり期末配当金を19円とすることを2019年11月14日開催の取締役会において決定いたしました。

内部留保資金につきましては、新商品の企画・開発及びＩＴ投資等に充当し、企業基盤強化のため有効に活用していく考えであります。

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,701,568**	**流動負債**	**407,510**
現金及び預金	1,115,815	買掛金	24,862
受取手形	5,559	1年以内返済予定の長期借入金	88,132
電子記録債権	3,027	未払金	160,489
売掛金	374,064	未払費用	15,844
たな卸資産	1,163,425	未払法人税等	59,287
前渡金	15,878	前受金	90
前払費用	23,602	預り金	7,753
その他	1,020	賞与引当金	48,381
貸倒引当金	△825	その他	2,669
固定資産	**170,045**	**固定負債**	**426,939**
有形固定資産	**59,331**	長期借入金	157,500
建物附属設備	29,407	退職給付引当金	15,104
車両運搬具	1,326	役員長期未払金	254,335
工具、器具及び備品	28,597	**負債合計**	**834,449**
無形固定資産	**30,759**		
ソフトウエア	26,899	**(純資産の部)**	
商標権	3,572	**株主資本**	**2,037,614**
その他	288	**資本金**	**32,000**
		資本剰余金	**268,248**
投資その他の資産	**79,955**	その他資本剰余金	268,248
投資有価証券	2,923	**利益剰余金**	**1,737,366**
敷金	38,840	利益準備金	8,000
繰延税金資産	38,191	その他利益剰余金	1,729,366
破産更生債権等	2,471	別途積立金	400,000
貸倒引当金	△2,471	繰越利益剰余金	1,329,366
		評価・換算差額等	**△449**
		その他有価証券評価差額金	**1,295**
		繰延ヘッジ損益	**△1,745**
資産合計	**2,871,614**	**純資産合計**	**2,037,165**
		負債純資産合計	**2,871,614**

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年10月1日から
2019年9月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,966,549**
売上原価		
期首商品たな卸高	843,625	
当期商品仕入高	3,127,859	
合計	3,971,485	
期末商品たな卸高	1,090,736	**2,880,748**
売上総利益		**2,085,801**
販売費及び一般管理費		**1,756,094**
営業利益		**329,706**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	56	
固定資産売却益	137	
その他	14	211
営業外費用		
支払利息	2,067	
匿名組合投資損失	917	
株式交付費	24,698	
株式公開費用	13,500	
為替差損	936	
その他	160	42,282
経常利益		**287,635**
税引前当期純利益		**287,635**
法人税、住民税及び事業税	119,873	
法人税等調整額	△8,917	110,956
当期純利益		**176,679**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年10月1日から
2019年9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	32,000	19,727	19,727	8,000	400,000	1,204,841	1,612,841	△51,779	1,612,790
当期変動額									
剰余金の配当						△52,155	△52,155		△52,155
当期純利益						176,679	176,679		176,679
自己株式の処分		248,521	248,521					51,779	300,300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	248,521	248,521	－	－	124,524	124,524	51,779	424,824
当期末残高	32,000	268,248	268,248	8,000	400,000	1,329,366	1,737,366	－	2,037,614

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,228	29,970	32,198	1,644,989
当期変動額				
剰余金の配当				△52,155
当期純利益				176,679
自己株式の処分				300,300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△932	△31,716	△32,648	△32,648
当期変動額合計	△932	△31,716	△32,648	392,176
当期末残高	1,295	△1,745	△449	2,037,165

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年11月13日

株式会社アミファ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　義　仁	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前　田　　啓	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アミファの2018年10月１日から2019年９月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年10月１日から2019年９月30日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、コンプライアンス、中期経営計画の推進、利益管理、株式上場のための体制の整備及び申請の状況等について重点監査項目を設定し、会社の内部監査部門及び管理部門と連携の上、以下の方法で監査を実施いたしました。

（１）取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、会社の報告・連絡、決裁に係るシステムを閲覧し、必要に応じて、説明を求めて意見を表明するとともに、本社及び外部の商品倉庫において業務及び財産の状況を調査しました。

（２）会社の内部統制に係る体制（会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる体制）に関する取締役会決議の内容が相当であるかどうか確認するとともに、当該体制の構築・運用の状況について取締役及び使用人から報告を受け、必要と認める調査を行い、体制の改善のための意見を表明しました。

（３）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日／企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、「会計監査人に関する評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（平成29年10月13日／日本監査役協会）を基に説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認められます。内部統制システムの構築・運用については必要な見直しと改善が図られており、取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容は適切であると認められます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果の相当性について特に指摘すべき事項は認められません。

2019年11月14日

株式会社アミファ　監査等委員会

常勤監査等委員　蒲　生　邦　道　㊞
監 査 等 委 員　山　田　　昭　㊞
監 査 等 委 員　佐　藤　勝　男　㊞

（注）監査等委員全員は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

メ　　モ

メ　　モ

■ amifaの事業内容 ■

ワンプライス商品事業

高額商品を所有する満足感から、センス、アイデア、工夫を楽しむ満足感へ。タンスにモノが溢れる今、欲しいのはモノではなく、充実感やHappyな「時間」。弊社はそう考えます。弊社の商品に生活必需品はありません。いわゆる嗜好品、弊社ではそれを「心の必需品」と呼びます。「ラッピングに相手の笑顔が浮かぶ」、「マスキングテープを自分のセンスで組み合わせて作ったオンリーワンが褒められる」、「キッチンやダイニングで生まれる楽しい会話」など、日々の暮らしの中でHappyと感じられる時間を想像して買われる商品ばかりです。買ったら終わりではなく、使って組み合わせて楽しむ商品が多い、という弊社の特長を磨いています。単価と満足度は正比例ではありません。アートやデザインを感じられるブランドは、情熱を忘れなければ高額帯ではなくても可能です。それが弊社のミッションです。



フルール商品事業

fleur（フルール）はフランス語で「お花」。「花、関連資材は、市場や卸、小売店を通して消費者に届く」という従来の流通経路ではなく、アミファで企画した商品を直接海外委託工場で製造し、直接全国の花教室などへお届けするダイレクト販売をオンラインショップ形式で初めて実現しました。お客様の声をビビッドにいただいて製品作りに活かしています。

amifa fleur



ＯＥＭ商品事業

入念な情報収集を行い、営業・開発チームが一丸となってクライアントの売上アップに応えます。付加価値を最大限引き出すコンサルティングからスタートし、旬なデザインとともに可愛いラッピンググッズや雑貨をお届け致します。また、日本国内や中国はもちろん、東南アジア、南米など世界7か国から適材適所の部品・原料・材料を直貿で調達し、クライアントの原価低減と魅力商品開発をお手伝いしています。





株主総会会場ご案内図

会 場 ＴＥＰＩＡ　４階　ＴＥＰＩＡホール
東京都港区北青山二丁目８番44号

交 通 東京メトロ銀座線
「外苑前」駅 ３番出口から徒歩４分



当社のホームページでは株主・投資家の皆様に対して、企業情報や財務情報をはじめとして、様々な情報を開示しております。
当社をよりご理解いただくためにも、ぜひ一度ご覧ください。
https://www.amifa.co.jp

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。